

超過勤務手当の支給割合の引上げ及び超勤代休時間の新設

超過勤務手当の支給割合の引上げ

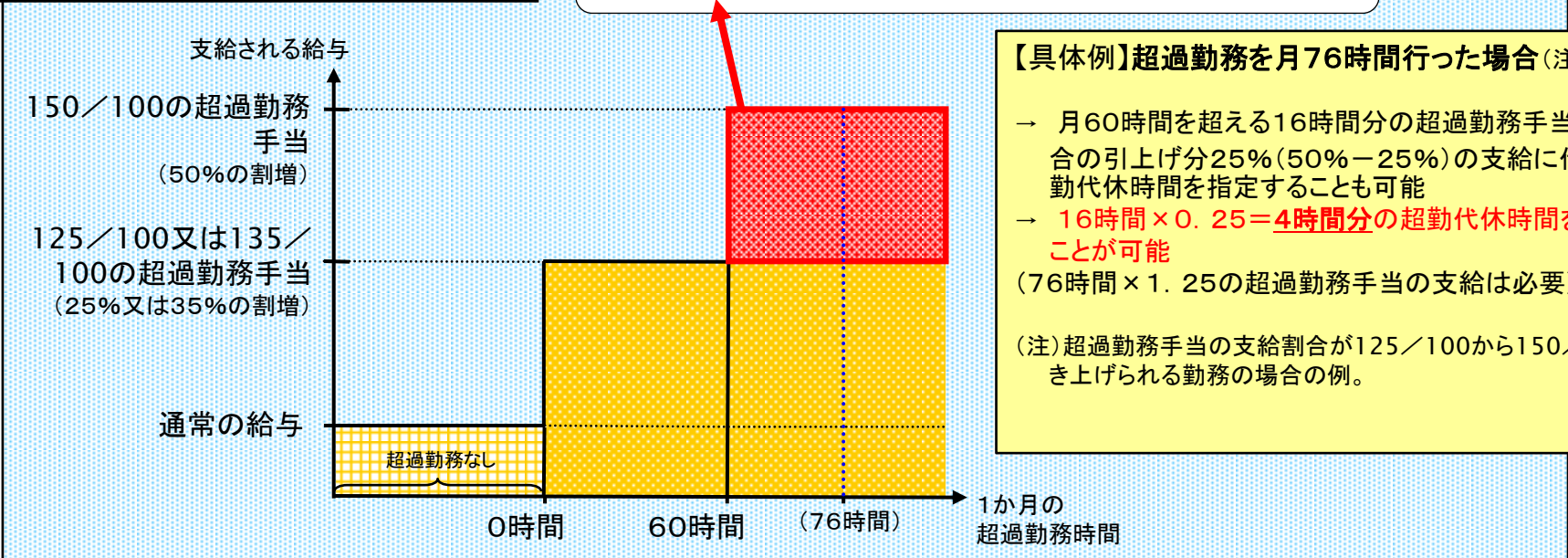
- 1か月60時間を超える超過勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)について、超過勤務手当の支給割合を $125/100$ 又は $135/100$ から $150/100$ に引き上げ。(深夜勤務の支給割合の加算(+25%)は、変更なし。)

超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて超勤代休時間を指定する仕組みを導入

- 1か月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、超勤代休時間を指定できることとする。
- 超勤代休時間を指定した場合でも、現行の超過勤務手当の支給割合による支給は必要。

【図】超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて超勤代休時間を指定する仕組み

超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、超勤代休時間の指定が可能



【具体例】超過勤務を月76時間行った場合(注)

- 月60時間を超える16時間分の超過勤務手当の支給割合の引上げ分25%(50%−25%)の支給に代えて、超勤代休時間を指定することも可能
- $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の超勤代休時間を指定することが可能
- (76時間 \times 1.25の超過勤務手当の支給は必要)

(注) 超過勤務手当の支給割合が $125/100$ から $150/100$ に引き上げられる勤務の場合の例。